



令和2年7月8日  
記者発表・配布資料  
海津市 秘書広報課

報道各社様

### 市指定ごみ袋の家庭用品品質表示法に基づく品質表示の不備について

消費者庁より、令和2年7月2日（木）に市指定ごみ袋に家庭用品品質表示法に基づく品質表示の記載がされていないとの指摘を受けました。

市では、この指摘を受け、消費者庁の指導に基づき、市指定ごみ袋等取扱店店頭において、製品に品質表示札やシールの提示を順次行い、購入される方に使用原料・寸法・枚数などを明確に表示してまいります。

今後は、このような誤りが起きないように関係法令等の確認を徹底し、再発防止に努めてまいります。

#### 記

##### □品質表示不備物品

市指定ごみ袋

燃やせるごみ収集袋大・中・小、燃やせないごみ収集袋大・小、プラスチック製容器包装収集袋 計6種類

##### □経緯・対応

令和2年7月2日 消費者庁より、家庭用品品質表示法に基づく品質表示の不備について指摘を受ける。

令和2年7月6日 消費者庁の指導に基づき、品質表示の提示札等を作成する。

##### □周知方法

市ホームページ、市報かいつ、ごみ分別アプリで市民の皆さんにお知らせしてまいります。

お問い合わせ	担当課	担当課長	電話番号
	環境課	丹羽雅也	53-3195